

愛知県における体育指導委員の活動と意識 －市町村スポーツ振興の在り方をめぐって－

A study on the guidance behavior and
consciousness of public sport leaders in local communities

国 友 宏 渉* 鈴 木 文 明** 中 島 豊 雄***

Hirotada KUNITOMO*, Humiaki SUZUKI**, Toyoo NAKASHIMA***

The purpose of this study was three problems shown in the following:

- ① to clarify the basic characteristic about public sport leaders appointed by administrative bodies in local communities.
- ② to hear public sport leaders' opinion about the community sports promotion and to examine the guideline of local community sports in the future.
- ③ to grope for role and mission of public sport leaders that adapted to in this age of sports for all.

To approach these problems, a survey was conducted by questionnaire method for 421 public sport leaders (323 males and 98 females) in Aichi prefecture. After examining the result above, we may conclude as follows.

1. As for the age of public sport leaders, one's forties and one's fifties command a majority. Moreover, the men occupy by an overwhelming majority.
2. As the mediation between administration and inhabitant, public sport leaders have to meet the diverse demands of the inhabitant lately and they should approach the administration in adequacy.
3. Public sport leaders are hoped to play the role as an overall advisor of local community sports in the future.

I. は じ め に

文部事務次官通達「地域スポーツの振興について」を受けて、現在の体育指導委員制度¹⁾がスタートしたのは昭和32年のことである。そして、その4年後に「スポーツ振興法」が公布され、その中で体育指導委員の設置が法的にも明示され、この制度の確立を見ることになる。そこでは、体育指導委員の任務は、「当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うもの²⁾」とされ、同法に基づいて、体育指導委員は市町村教育委員会の非常

勤職員として教育委員会から任命されるものであると位置づけられた。当時は、池田内閣が国民所得倍増計画（昭和36年～46年）を打ち出した時期であり、その後、わが国の高度経済成長は急激な社会変化をもたらすこととなり、旧来の伝統的な社会基盤が崩壊し、同時に地域の共同体的連帯感が薄れ、住民の個人主義化、孤立化、孤独化といった問題が深刻化していくのである。そうした時代的潮流にあって、社会体育行政は、居住地を基盤にしたスポーツ活動の活性化によって人間性の回復を図り、地元への愛着心を喚起させようとする、いわゆるコミュニティ・スポーツ政策³⁾を中心に推進されること

* 名古屋文理短期大学

** 拓殖大学北海道短期大学

*** 名古屋大学総合保健体育科学センター

* Nagoya Bunri Junior College

** Takushoku University Hokkaido Community College

*** Research Center of Health, Physical Fitness and Sports, Nagoya University

となり、体育指導委員にもそのような役割が期待されることとなったのである。

昭和47年12月、保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及・振興に関する基本方策について」は、それまでの体育指導委員の任務について若干の軌道修正を行い、「体育指導委員は市町村の教育委員会から任命される非常勤の公務員として、今後は市町村の行なう体育・スポーツ振興事業の企画に参画し、その推進者としての任務を重視していくべきである。スポーツ教室等における実技の指導については、今後むしろ民間のスポーツ指導員の協力を得るようにしていくべきである」と提言して、今後体育指導委員の任務⁴⁾は実技指導よりはむしろ体育・スポーツ振興事業の企画や運営に重点をおくべきであるとしたのである。つまり、スポーツの大衆化が進む中、各種の民間スポーツ指導者が次々と養成され、そうした民間の指導者と公的な立場の体育指導委員との役割を明確にし、相互の連携を図りながら地域スポーツの振興に努めようとするものであった。

図1は地域スポーツ指導者の主な役割を指導者の種別に示したものである。そして、今日、体育指導委員はその公的な立場から民間のス

ポーツ指導者に対しての配慮や、行政と民間指導者との橋渡しといった役割を担い、主に地域スポーツの在り方を全体的に捉え、各種スポーツ・イベントの企画・立案、運営、さらに地域スポーツクラブの結成への指導や運営指導といった、いわば地域スポーツ文化を創造していくためのプロモーターとして大きな期待が寄せられることになるのである。

II. 研究の目的

本研究は、市町村のスポーツ振興にとって重要な役割を担っている体育指導委員について、その基本的な特性を明らかにするとともに、市町村のスポーツ行政に対する意見等を探ることによって、当該市町村のスポーツ振興の在り方や、今後の方向性について若干の考察を試みようとするものである。また、誕生以来30数年を経た体育指導委員の今日的な実態やその性格を検証することから、将来の地域スポーツ文化の創造者としての体育指導委員像を模索しようとするものである。

III. 研究の方法

(1) 調査の方法

本調査では愛知県下で活動している体育指導委員に対して、「スポーツ振興とスポーツ施設に関する調査」と題するアンケート調査を実施した。調査は、県下市町村の中でスポーツ主事が派遣されている16市町村（市：8町：6村：2）の体育指導員全員を調査対象とし、各スポーツ主事に調査の依頼をして配布、回収を行った。

(2) 調査の概要

①調査時期：平成4年8月

②調査方法：留置法

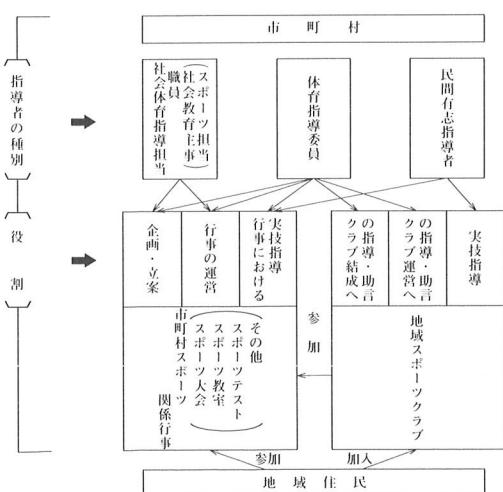
③調査対象となった市町村

市：岡崎、豊川、刈谷、豊田、安城、

小牧、稲沢、岩倉

町：木曽川、美和、甚目寺、東浦、武豊

御津



（文部省「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査研究協力者会議」昭和52年）

図1 地域スポーツ指導者の役割
(平成3年度「社会体育の実態と課題」
愛知県教育委員会より抜粋)

体育指導委員の活動と意識

村：小原、下村

④有効調査票数：421部（回収率：97.9%）

IV. 結果と考察

調査結果の検討に先立ち、本稿で研究対象とする体育指導委員について、特に愛知県全体における委員の特性を若干の関係資料⁵⁾を用いて明らかにしておくことにする。

1. 愛知県における体育指導委員の概観

表1は愛知県における体育指導委員の設置状況を示している。これを見ると、愛知県の体育指導委員の総数は、平成3年度現在で2,519人

であり、また体育指導委員一人当たりの住民数は委員一人当たり2,679人となり、全国平均の2,109人(平成3年5.1現在)を500名以上も上回っている。また、愛知県の目標値とされている委員一人当たり2500名にも達しておらず、特に市部における委員の増員が課題となっている。

さらに、市町村から支払われる体育指導委員に対する報酬(年額)は、平成3年度平均で64,540円となっており、前年度比で3,560円増額されている。しかしながら、体育指導委員の費用弁償額についてみると、平成2年度より2,000円増の27,527円で、委員の弁償額は多くなっている。社会体育指導者の報酬と費用弁償問題に関しては、これまでにも多くの議論がな

表1 体育指導委員設置状況

項目 年 度	委 員 数		委 員 一 人 当 り 住 民 数		委 員 一 人 当 り 年 平 均 報 酬 額		委 員 一 人 当 り の 費 用 弁 償 額	
	市町村別	3	2	3	2	3	2	3
市	1,899	1,898	2,791	2,948	63,504	59,720	20,107	21,413
町	566	566	1,884	1,895	68,896	65,287	31,437	27,779
村	54	50	740	794	46,740	44,090	31,015	31,015
全 体	2,519	2,505	2,679	2,671	64,540	60,980	27,527	25,579

(平成3年度「社会体育の実態と課題」愛知県教育委員会より抜粋)

表2 体育指導委員年齢構成

年代別 市町村 男女別	20代		30代		40代		50代		60代		70代		計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
名古屋市	1	0	17	13	145	122	226	124	94	13	23	1	506	273	779
市(名古屋市を除く)	8	2	122	40	417	161	237	83	45	3	2	0	831	289	1,120
町	7	3	82	16	198	102	114	25	13	4	2	0	416	150	566
村	3	0	11	2	12	9	12	2	3	0	0	0	41	13	54
県全体	19	5	232	71	772	394	589	234	155	20	27	1	1,794	725	2,519

(平成3年度「社会体育の実態と課題」愛知県教育委員会より抜粋)

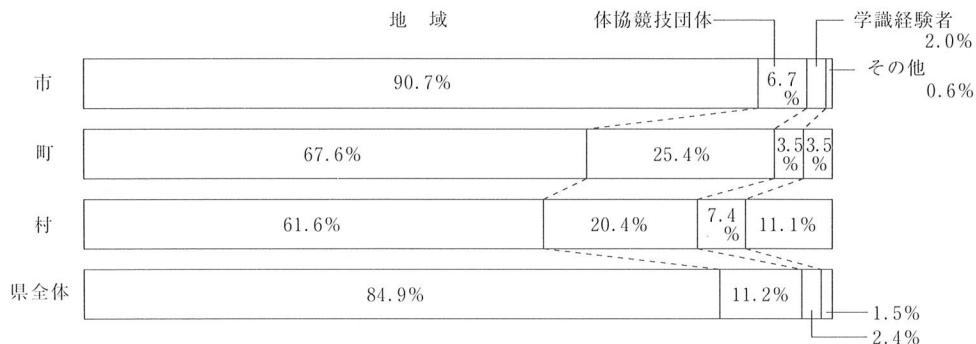


図2 体育指導員選任方法別割合

(平成3年度「社会体育の実態と課題」愛知県教育委員会より抜粋)

表3 活動回数

項目 市町村	週一回以上	月2回3回	月1回	年10回以下	合計
市	273	507	567	552	1,899
町	107	227	206	26	566
村	4	15	8	17	54
県全体	384	749	791	595	2,519

(平成3年度「社会体育の実態と課題」
愛知県教育委員会より抜粋)

されており、本調査でもこのことについて質問項目を設けているが、その結果は後述することにする。

次に、年齢別構成についてみると（表2）、40歳代、50歳代が最も多く、全体の8割を占めておりかねてから指摘されている委員の高齢化現象は、愛知県においても例外ではなく、今後若い委員をどう確保していくかが課題となっている。

また、体育指導委員の男女別構成では（表2）、県下の女性体育指導委員は725人で県下総委員数の28.8%を占めている。この比率の全国値は19.0%（平成3年5.1現在）であるので、数の上では愛知県における女性委員は全国平均を上回っている。

次に、指導活動の頻度をみたものが表3である。活動頻度としては、月に1回（31.4%）及

び月に2、3回（29.7%）が多く、両者で全体の6割を占めており、週1回以上（15.2%）も合わせると、体育指導委員の活動はかなりの日数に上る。

最後に、委員の選任方法別割合について見ると、県全体では図2に示すように、地域配分によって選出された委員が84.9%と最も多くなっており、地域を重視した選出方法が行われていることがわかる。

2. 調査対象の基本的特性

本調査のサンプルとなった体育指導委員の基本的属性は表4に示すとおりである。

その中で特に、体育指導委員の在任年数をみると、1年、2年、3年という比較的経験の浅い層が、それぞれ12.6%、17.6%、12.1%と合わせて全体の4割を占め、一方、5~9年、10~14年とする者も合わせて4割に上り、つまり1~3年の若輩層と5年以上の在任経験をもつベテラン層とにはほぼ2分されるかたちになっている。

また、市町村の教育委員会が雇う非常勤の公務員である体育指導委員は他に本職を有する一般社会人によって構成されているわけであるが、その職種について見てみると、多様な職業人によって兼任されていることがわかる。

表5は体育指導委員がこの種の仕事に携わるようになった主な動機を順に3つまであげても

体育指導委員の活動と意識

表4 調査対象の基本的特性

(n = 421)

性別	男 性	女 性	(n = 421)					
	76.7%	23.3%	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	
年令別	0.2%	13.3%			56.8%	25.2%	4.5%	(n = 421)
在任年数	1年 12.6%	2年 17.6%	3年 12.1%	4年 9.5%	5~9年 28.7%	10~14年 13.1%	15~19年 3.3%	20年以上 3.1% (n = 417)
職業	自家族営從業業・勤め人無職	1農林漁業 (農業、牧畜、造園業、林業、漁業など) 2商工サービス業 (卸店、小売店、飲食店、理髪店、修理店など) 3自由業 (開業医、弁護士、宗教家、芸術家、著述業、茶華道師匠など) 4経営管理職 (官公庁の課長級以上、民間会社、団体の部長級以上) 5専門技術職 (病院勤務医師、裁判官、研究所研究員など) 6事務職 (一般事務職員、教員、事務機械オペレーター、新聞記者など) 7労務職 (各種技能工、運転手、電話交換手、職人、巡査、守衛など) 8販売サービス職 (販売店員、外交員、ウェイタレス、理・美容師など) 9主婦 10その他の無職 (学生、無職)						2.4% 16.3% 2.2% 6.5% 2.4% 22.1% 28.8% 2.6% 15.3% 1.4%

表5 指導者になった動機

(%)

	1位 (n=420)	2位 (n=391)	3位 (n=316)
1. 社会奉仕のため	36.7	1.0	1.3
2. 青少年の健全育成・不良化の防止のため	7.4	5.6	0.6
3. 体育・スポーツ・レクリエーションを地域や職場に広めたいから	25.2	18.4	3.5
4. 指導するのが楽しいから	4.0	5.9	2.5
5. 体育・スポーツ・レクリエーションを自分自身でやってみたいから	13.8	27.1	9.2
6. 身体を動かし運動をすることが好きだから	5.7	29.7	38.6
7. 押しつけられて仕方なく	6.0	6.9	13.6
8. 過去の経験を生かしてみたかったから	0.7	3.6	17.4
9. 指導力をかわれて	0.5	1.8	13.3

表6 知識・技術の修得

n = 418 (%)

1. 研修会・講習会	64.8
2. 学校時代の授業やクラブ活動	13.2
3. 独学	3.1
4. 地域や職場のクラブやサークル活動	17.7
5. その他	1.2

らった結果を示したものである。まず第1位に挙げられた項目の中で最も高い比率を示したものが、「社会奉仕のため」(36.7%)で、ついで「体育・スポーツ・レクリエーションを地域や職場に広めたいから」(25.2%)、「体育・スポーツ・レクリエーションを自分自身でやってみたいから」(13.5%)となっている。また、第2位に挙げられた項目では、「身体を動かし運動することが好きだから」(29.7%)が最も多く、他は第1位に挙げられた他の動機とほぼ同様の傾向であった。さらに、第3位についてみると、「身体を動かし運動することが好きだから」(38.6%)、「過去の経験を生かしてみたかったから」(17.4%)、「指導力をかわれて」(13.3%)とつづき、つまり、体育指導委員の活動のきっかけには、ボランティア的な側面と自己目的追求的な側面の意志が相まって働いていることが窺える。

また、社会体育の指導者として必要な知識や技術をどこで身につけたかという質問に対して(表6)、過半数の者が「研修会・講習会で学んだ」と回答しており(64.8%)、ほとんどの体育指導員が、社会人になってから特別に指導者のための教育を受けていることになる。

2. 体育指導委員の活動と指導に対する意識

1) 年間の指導内容

表7は、体育指導委員の日常的な活動や指導内容についてみたものである。これによると、「スポーツ行事の企画・立案などの会議に参

加」することや、「スポーツ行事の役員・指導者として当日の運営指導に参加」が、それぞれ94.7%、93.8%と最も多く、本来、今日の体育指導委員に求められている活動が定着してきたと受けとめることもできる。しかし、一方、「スポーツ・レクリエーション・体育のチームあるいはクラブの指導」(71.1%)や「スポーツ教室の指導」(47.5%)といった実技指導についても、体育指導委員がその役割を担っている。この点に関しては民間のスポーツ指導員との連携という社会体育指導者間の問題として捉えてみると、今後は体育指導委員の実技指導が軽減されるためにも、民間のスポーツ指導者の養成と活用が積極的にはかられる必要がある。

2) 指導したい内容及び対象と報酬に対する考え方

表8は、体育指導委員が最も関心をもっている指導内容について質問した結果を示しているが、その興味の所在は「実技の指導」(49.9%)と「企画・運営の指導」(41.6%)に大きく分かれ、「理論の指導」(5.6%)に興味をもつ者はごく僅かであった。この結果は、上で見た指導・活動内容の傾向とも一致しているが、体育指導委員自身にも、実技指導の中に委員としての主な役割を担おうとしている者と、そうした直接的な指導ではなく、全体のとりまとめ役としての活動を委員としての役割と捉えている二つのタイプが存在するものと考えられる。

また、体育指導委員は様々な対象を相手に、指導を展開しているわけであるが、今後指導したいと考えている、関心のある指導対象は、表9に示されるように、「居住地」の人々の指導に関心が高く(58.8%)、そうした意味では今後、居住地を基盤とした地域スポーツ活動の発展に期待を寄せることができると思われる。

次に指導の報酬について彼ら自身はどのように考えているのであろうか(表10)。報酬が与えられるのは当然であるという考え方に対して、「賛成」と回答した者は37.9%を占め、「反対」とした者は僅かに7.9%であった。しかし

体育指導委員の活動と意識

表7 体育指導委員の活動

n = 419 (%)

	した	しなかった
① スポーツ教室の指導	47.5	52.5
② スポーツ・クリエーション・体育のチームあるいはクラブの指導	71.1	28.4
③ スポーツ行事の企画・立案などの会議に参加	94.7	3.8
④ スポーツ行事の役員・指導者としての当日の運営指導に參加	93.8	5.7
⑤ 体育・スポーツ・レクリエーションの研修会の講師	25.1	74.0
⑥ 一般の人々の健康維持のための相談や指導	27.2	71.6

表9 指導対象への関心

n = 417 (%)

1. 競技団体	5.3
2. 居住地	58.8
3. P T A・婦人会・青年団など	13.2
4. 子ども（子供会など）	18.0
5. 職場や家族単位のグループ	4.8

表8 指導への関心

n = 413 (%)

1. 実技の指導	49.9
2. 理論の指導	5.6
3. 企画・運営の指導	41.6
4. その他	2.9

表10 報酬に対する賛否

n = 420 (%)

1. 賛成	37.9
2. 反対	7.9
3. どちらともいえない	54.3

ながら、「どちらともいえない」と回答した者が54.3%と過半数を超えており、この結果は、体育指導委員がこの仕事の性格の中にボランティア的な側面を見いだしており、報酬要求に対してもあまり積極的になれないのと同時に、費用弁償の負担についても問題を感じているなど、公的な立場にある体育指導委員としての複雑な気持をあらわしたものになっているといえよう。

3. 体育指導委員の地域スポーツ振興に対する意識

1) 体育指導委員の市町村スポーツ振興に対する期待

表11は市町村のスポーツ振興に対して、体育指導委員がどのようなことを期待しているかについて、5項目の中から主なものを順に2つまで選択してもらった結果である。

これによると、先ず第1位に挙げられた項目の中で最も高い比率を示したものが、「スポーツ活動を通してのコミュニティづくり」(39.0%)であった。そして、「住民の健康と

体力の保持・増進」(33.5%)、「スポーツ活動を通して住民の余暇の充実」(19.2%)とつづいている。また、第2位に選択された項目でも先と同様に、47.5%という高い比率で、「スポーツ活動を通してのコミュニティづくり」が支持されている。

この結果は、元来、コミュニティづくりの一翼としての期待を担ってきたコミュニティ・スポーツの振興をサポートしてきた公的指導者としての体育指導委員の性格を反映するものもあり、一方で、なおも地域社会の中でスポーツによるコミュニティづくりの必要性を感じる体育指導委員の声として受けとめることもできる。

2) スポーツ行政に対する委員の意見

表12は、行政のスポーツに対する取り組み方について、体育指導委員の考え方をみたものである。

これによると、「だれもが、いつでもどこでもスポーツができるよう条件を整備することは、行政の責務である」という行政の全面的な援助を支持する者が全体のほぼ6割を占めてい

る。そして、「だれもが、いつでもどこでもスポーツができるようにすることは、理想であって行政はそこまで面倒みきれない」という一部援助を支持する考え方が23.3%となっている。また、「スポーツは個人の趣味に属するものであり、スポーツはやりたい者が自前でやることを原則としつつ、行政は余裕があれば若干の援助をしていく」とする考え方を支持する者も18.5%あり、低率ではあるが体育指導委員の小数意見として受けとめなければならない。

次の表13は、公共スポーツ施設の利用料金に対する委員の考え方をみたものであるが、「だれもが利用できるように、可能な限り無料開放が望ましい」という、行政の全面負担を求める体育指導委員は全体の28.5%にとどまり、「維

表11 市町村のスポーツ振興に対する期待 (%)

	1位 (n=421)	2位 (n=419)
① 住民の健康と体力の保持・増進	33.5	20.3
② スポーツ活動を通して住民の余暇の充実	19.2	22.2
③ スポーツ活動を通しての青少年の健全育成	7.6	8.8
④ 強いチームや選手の活躍を通しての地域のイメージアップ	0.7	1.2
⑤ スポーツ活動を通してのコミュニティづくり	39.0	47.5

表12 スポーツ行政の役割意識 (%)

	n=421
① だれもが、いつでもどこでもスポーツができるよう条件を整備することは、行政の責務である。	58.2
② だれもが、いつでもどこでもスポーツができるようにすることは、理想的ではあっても現実的には非常に難しく、行政もそこまで面倒はみきれない。	23.3
③ スポーツは個人の趣味に属するものであり、スポーツはやりたい者が自前でやることを原則としつつ、行政は余裕があれば若干の援助をしていく。	18.5

表13 公共スポーツ施設の利用料金に対する意見 (%)

	n=418
① だれもが利用できるように、可能な限り無料開放が望ましい	28.7
② 維持管理費だけでも大変なので、ある程度の負担はいたしかたない	63.6
③ 施設を利用する人は一部の人に限られるわけだから、受益者負担を原則とした方がよい	7.7

持管理費だけでも大変なので、ある程度の負担はいたしかたない」とする、一部受益者負担を支持する者が63.2%と大半を占めている。一方、「受益者負担を原則とした方がよい」とする、全面的受益者の立場を支持する者も7.6%存在している。

ともあれ、行政と住民の中間的な立場にある体育指導委員であるがゆえに、一住民としての立場からの行政に対する意見と、行政事情を知った委員としての立場に立った意見とが拮抗したかたちで現れているように思われる。

3) 公共スポーツ施設整備

市町村におけるスポーツ施設の拡充について、体育指導委員の基本的な考え方をみたものが表14であるが、「簡素なスポーツ施設でいいから住民が気軽に利用できる施設を数多く作りたい」という、一般住民型施設の拡充を支持する体育指導委員が全体の8割を占め、「ある程度お金はかかるが、本格的な競技施設を作りたい」という、いわば地域のシンボル的大型施設を望む委員は比較的少ない。

鈴木らの報告⁶⁾によれば、市町村首長は大型スポーツ施設に志向しており、今回の体育指導委員の考え方とは異なっているが、それは、一般住民が日常的に、そして気軽に利用できる施設の不備に不自由を感じているという現実を体育指導委員が客観的に把握しての意見であると思われる。昨今、スポーツがある意味で人権の一部として位置づけられるようになった趨勢の中、行政関係者はこうした住民の要求に率直に耳を傾けることが一層必要になってこよう。

さて、そのような現状の中にあって、体育指導委員は当該市町村のスポーツ施設整備状況をどのように捉えているのであろうか。表15に見られるとおり、「一応整備されている」と評価している体育指導委員が6割を超えており。この数字については、彼らの体育指導委員としての立場と現実行政との妥協した考え方を反映したものとして受けとめることが必要であろう。

さらに、市町村の公共スポーツ施設に対する一般住民の不平・不満について、体育指導委員

体育指導委員の活動と意識

表14 公共スポーツ施設づくりに対する考え方
n = 421 (%)

A…簡素なスポーツ施設でいいから住民が気軽に利用できる施設を数多く作りたい	
B…ある程度お金はかかるが、本格的な競技施設を作りたい	
1. Aの意見に賛成	48.2
2. どちらかといえばAの意見に賛成	31.6
3. Bの意見に賛成	10.5
4. どちらかといえばBの意見に賛成	9.7

表15 市町村のスポーツ施設の整備に対する評価
n = 419 (%)

1. スポーツ施設はすでに整備されている	4.1
2. 必ずしも十分ではないが、一応整備されている	64.7
3. かなり不十分であり、これから整備していくところである	26.0
4. 全く不十分であり、これから整備を怠がねばならない	4.3
5. その他	1.0

表16 住民のスポーツ施設に対する不満

n = 421 (%)

	たしかにあると思う	よく分からぬ	あまりないと思う
① スポーツ教室など行政のプログラムサービスによって一般開放日が少なくなることの不満	31.1	26.1	42.8
② 体育協会等の試合によって、一般開放日が少なくなることの不満	39.0	20.9	40.1
③ スポーツ以外の諸行事、例えば文化講演会などによって一般開放日が少なくなることの不満	8.8	23.1	68.1
④ 上手な者が中心になってしまい、下手な者がなかなか利用しにくいという不満	52.0	12.8	34.7
⑤ ある特定のクラブの練習が中心になっているという不満	47.0	19.2	33.5
⑥ 利用手手続きが面倒だという不満	41.8	12.1	45.6
⑦ 夜間利用ができなかったり、終了時間が早すぎるという不満	38.0	11.9	50.1

がどれだけ認識しているかについて示したもののが表16であるが、特に体育指導委員が確認している不都合は、第1に「上手な者が中心になってしまい、下手な者がなかなか利用しにくい」という点で、52.0%の者が「たしかにある」と認めている。第2に、「ある特定のクラブの練習が中心になっている」という問題については、47.0%の委員が肯定している。つづいて、「利出手手続きが面倒」、「夜間利用ができなかったり、終了時間が早すぎる」といった住民の不満を認めており、それぞれ41.8%、38.0%となっている。また、「スポーツ教室や行政のプログラム

サービス」、「体育協会等の試合」によって一般開放日が少なくなるという不満についても、「たしかにある」と3割以上の体育指導委員がそうした住民の不満を感じているのである。ともあれ、住民のもっとも身近にいる公的な指導者である体育指導委員は、以上のような住民の不満を代弁できる立場にあり、市町村のスポーツ行政に対して有効な働きかけをすることが今日強く望まれるのである。

V. おわりに

近年の社会体育事情は、社会体育そのものの存在様式や人々のかかわり方も多様化、高度化、そして個別化しつつあるといえる。ゆえに、社会体育行政や社会体育指導者においても、その適切な対応が求められている。つまりそれは、指導者においても各種の領域において高度な専門性を備えた資質が要求されるわけで、これまでのオールマイティな指導者ではすべてのニーズをカバーできなくなってきたのである。こうした事情に応えるべく、最近では高度の専門性を有した多くの民間スポーツ指導員が誕生したり、これまでの地域スポーツ指導者の中にも、新たに専門的な指導者のための教育を受け直す者も出てきており、新たに今日的な社会体育指導者の在り方を検討しなければならない時期にきている。このような状況の中で、体育指導委員はどのような対応をしていかねばならないであろうか。体育指導委員を地域スポーツ文化の総合的なプロモーターとして位置づけるならば、体育指導委員には、専門的な指導技術や知識を求めるべきではなかろう。むしろ、各種の専門性を有した指導者を効果的に地域スポーツ活動の現場に起用したり、そのような体制を確立することに重点をおき、また現場ではどのような指導者が求められ、いかなる問題が発生しているのかといった情報をキャッチし、適切に対処できるような環境づくりへの貢献が期待されるべきであろう。そのためには、地域スポー

ツの指導者相互の役割分担を明確にし、特に公的な指導者である体育指導委員はその調整等に配慮しながら、常に全体的な視点で地域スポーツの振興策を眺めていなければならない。そして、今後若い世代の地域スポーツ活動のリーダー達が、体育指導委員の役割と存在の意義を理解し、将来の地域スポーツを担う新しい体育指導委員が誕生していくような環境を、行政、指導者、そして住民との合意のもとに確立していかなければならないだろう。

文 献

- 1) 現行の体育指導委員は、昭和21年の「社会体育の実施の参考」(発体95号地方長官宛通牒)によって設置された「市町村体育委員」の後身であるといえる。
- 2) 「スポーツ振興法」第19条2項(昭和36年)
- 3) 当時のコミュニティ・スポーツ政策として、例えば経済企画庁「経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために」(1973) や同庁「コミュニティ・スポーツ施設整備基本計画報告書」(1974)などがある。
- 4) 昭和47年の保健体育審議会答申以降においても、昭和51年に「日常生活におけるスポーツの推進に関する調査研究協力者会議」(文部事務次官裁定)の報告書の中で、体育指導委員の任務について同様の指摘がなされている。
- 5) 平成3年度「社会体育の実態と課題」愛知県教育委員会, 1992.5
- 6) 鈴木文明、山本英毅、寺沢猛、中島豊雄、藤瀬兼男「市町村のスポーツ振興に関する基礎研究」——愛知県下における首長に対するアンケート調査から——、東海保健体育科学第6巻、P11-18, 1984

(1992年12月4日受付)